

保護者の皆様

東村山市立富士見小学校
校長 野坂 純 司

濃厚接触者等の特定と臨時休業の判断について

日頃より本校の教育にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

2学期の教育活動を実施するに当たり、今後、学校において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、校内における濃厚接触者等を特定する際の考え方、及び学級閉鎖等の臨時休業と判断する際の考え方について下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者等の候補の特定について

感染者の感染可能期間（発症2日前から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち、以下の①又は②のいずれかに該当する児童・生徒及び教職員を濃厚接触者の候補とします。

- ①手で触れることができる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
- ※必要な感染予防策については、マスクの着用が不適切な状態（いわゆる鼻出しマスクやあごマスク等）ではなかったかについても確認します。
- ②感染者から物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童・生徒等）
大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童・生徒等）

2 臨時休業の判断について

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において複数の児童・生徒の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染が判明し、複数の濃厚接触が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合
- ※学級閉鎖の期間は、5から7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒への影響等を踏まえて判断します。

3 濃厚接触者（みなし）の指定について

学校及び東村山市教育委員会が協議の上、濃厚接触者とみなした児童・生徒は保健所より特定されたものと同等に取り扱われます（自宅待機期間は陽性者と隔離した日の翌日から14日間）。

「濃厚接触者（みなし）」として指定された場合は、保護者の同意を得た上で学校を通じて、検査キットを配布いたしますので、唾液採取によるPCR検査キットを専門機関に郵送してください。

- ①検査キットで陽性と診断された場合や自宅待機中に体調不良等が認められた場合
かかりつけ医等の医療機関（児童・生徒の場合は小児科医のみ対応）を受診し、医療機関の判断に基づき行政検査によりPCR検査を実施します。
自宅待機中に体調不良等が認められた場合は、かかりつけ医及び東京都発熱相談センター（03-5320-4592）にご相談ください。
- ※医療機関の受診については、行政検査によるPCR検査は無料で実施できますが、必ず事前の医師の診察が必要であり、診察料が別途かかることをご了承ください。
- ②体調不良等が認められない場合
14日間の自宅待機にご協力ください。

【問合せ先】 東村山市立富士見小学校
副校長 釜池 秀男
電 話 042-391-8194